

「真庭市空家等除却事業費補助金」制度

1. 制度概要

真庭市に存在する空家のうち、倒壊などのおそれがあり防災上危険なおそれがあると認められたものについて、解体費用の一部を補助する制度

2. 補助対象となる空家は

おおむね**1年上**使用していない建築物で、

- ①「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条第2項に規定する**特定空家**、
- ②または、真庭市建築物耐震診断等事業で倒壊の危険があると判定されたもの

3. 特定空家とは

特定空家とは、①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、②著しく衛生上有害となるおそれのある状態、③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、のいずれか

⇒**国土交通省のガイドラインに基づき真庭市職員が現地確認を行い、判定します**

4. 補助対象者

- (1) 補助対象空家の所有者（**個人**）
※未登記の場合は納税義務者として記録されている所有者（**個人**）
- (2) (1)に規定する者の**相続人**
- (3) (1)又は(2)に規定する者から、**同意を受けた個人**

5. 補助対象工事

- (1) **除却工事**：建築物及びこれに附属する工作物の全部を撤去する工事
 - (2) **応急措置**：危険な状態を回避するための建築物の一部のみの撤去工事
- ※残置物（家財道具等）の除去費用は補助対象経費にはなりません

6. 補助金額

除却工事：除却工事費用の3分の1以内（**上限50万円**）
応急措置：応急措置費用の3分の1以内（**上限10万円**）

7. 解体する工事業者について

解体工事を施工する工事業者は、次のいずれにも該当する必要があります。

- (1) **市内施工業者(市内に本社、支社等として契約を締結することができる事務所がある工業者)**に限ります。
- (2) **建設業法に基づく土木一式工事業、建築一式工事業もしくは解体工事業に係る許可を受けた者又は工事費500万円未満に限り建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する解体工事業の登録を受けた者**

8. 事前相談のお願い

この補助金を申請される前に、まちづくり推進課に必ずご相談ください。補助対象空家や申請者等の要件、提出書類等について説明させていただきます。

9. 注意事項

- ①補助金交付申請は、真庭市職員による空家の現地確認後に行ってください。
- ②解体工事契約・現場着手は、補助金交付申請後に交付決定通知書が交付されるまでできません。
- ③実績報告書は、申請年度の2月末までに提出してください。

真庭市役所 まちづくり推進課
所在地：真庭市久世2927番地2 真庭市役所2階
電話番号：0867-42-7781